規制の事前評価書 (要旨)

		なる(法附則第3条第3号)ところ、政令で定める日及び対象とす
		べき事項について規定
		(6) 法の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置その他の
		方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎
		その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度
		の準備が行われている場合は適用除外となる (法附則第3条第4号)
		ところ、「相当程度の準備」の内容について具体的に規定
		【代替案の有無】
		当該規制は、法の委任の範囲内で例外事項や経過措置を具体的に規定
		するものであり、法の委任を受けた政令でなければ規定できない。
直接的な費用	遵守費用	大学の設置者等が特定地域内学部収容定員を増加させようとする場合
		に文部科学省に届出等を行う遵守費用が発生し得る。
	行政費用	行政においては、大学の設置者等が特定地域内学部収容定員を増加さ
		せようとする場合に例外規定や経過措置に当たるか確認し、違反してい
		る場合には勧告・命令を行う等の行政費用が発生する。
直接的な効果 (便 益)		法において特定地域内学部収容定員を増加させてはならないとされて
		いるところ、本施行令案において例外規定や経過措置を具体的に規定す
		ることで、必要以上に他の公益を害することや、学生や大学の設置者等
		の権益を損なうおそれを軽減し、法の目的である東京一極集中の是正や
		地域間における高等教育の就学機会の格差の拡大を防ぎ、地域における
		若者の修学及び就業が促進される。
副次的な影響及び波		特段の影響は想定されない。
及的な影響		
費用と効果(便益)		上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規
の関係		制を導入することは妥当である。
代替案との比較		代替案は想定されない。
その他の関連事項		・ 平成 29 年 7 月~平成 29 年 12 月 「地方大学の振興及び若者雇用等
		に関する有識者会議」において計8回会合を開催し、平成29年12月
		8日に最終取りまとめ。
		・ 平成 29 年 12 月 18 日 第 14 回まち・ひと・しごと創生会議におい
		て「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版)について審議
事後評価の実施時期 等		平成 36 年 3 月 31 日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他法
		の施行の状況について、平成 41 年 3 月 31 日までの間に、地域における
		若者の修学及び就業の状況その他法の施行の状況について検討を行う。
<u> </u>		